

# 日野市立日野第七小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義

『いじめ』とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

## 2 いじめへの対応について

いじめは決して許されないことであるとともに、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、どの地域社会でも起こり得るものである」ことを十分に認識して、全ての関係者が連携して、いじめ問題への組織的な対応を図り、未然防止と早期発見・解決に当たることとする。

## 3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた子供の人権を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての子供たちは、いじめを行ってはならない。お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒が自らつくりあげるようにする。

## 4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの地域社会でも、どの学校でも起こり得るということを踏まえ、日常的に未然防止に取り組み、いじめを把握した場合には速やかに解決する必要がある。

子供たちの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として全ての関係機関が連携を密に図り、以下のような基本的な考え方にに基づき、いじめ問題の克服にあたる必要がある。

- (1) いじめに関する子供たちの理解を深める
- (2) いじめられた子供たちを守る
- (3) 子供たちの取組を支える
- (4) いじめの早期発見いじめの早期発見
- (5) 教員及び子供たちの育成にかかわる全ての大人の指導力向上と組織的対応
- (6) いじめを許さない学校づくり
- (7) 地域社会総がかりで取り組む

このことを踏まえ、日野第七小学校では、いじめに対する取組の視点と具体的な取組内容について、以下のように対応していくこととする。

段階 (目標)	取組の視点と具体的な取組内容
1 未然 防止	① 教職員の資質能力の向上と組織的対応 ・教職員による、配慮を要する児童への共通理解・働きかけを行う。 ・いじめに関する研修の充実 ・「七小せんせい」を掲げるとともに、生活指導全般にわたり、教職員相互の継続的なスキルアップを図る ・いじめに関する相談体制の整備と充実 ・保護者・児童へのアナウンスによる受け入れの周知
	② いじめを生まない、許さない学校・学年・学級経営 ・健全育成を基盤とした取組 ・思いやりの心を育む道徳授業の実践

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを起こさない雰囲気づくり（児童一人一人の居場所をつくる雰囲気）</li> <li>・人権意識を高める取組や指導</li> <li>・いじめ防止に関する授業の実施</li> </ul>
	<p>③ 児童、保護者に向けた啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いのちの大切さを考えさせる場面の設定</li> <li>・道徳授業地区公開講座の実施による学校・児童・保護者の共通認識の構築</li> <li>・ネット（SNS）上のいじめ等の問題行動」を取り上げた授業の実施</li> </ul>
2 早期発見	<p>① いじめの「みえる化」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年3回のいじめ調査の実施（6・11・2月） 調査を基にした聞き取りと内容の分析、結果から見える対策の構築</li> <li>・スクールカウンセラーによる面談の実施</li> <li>・学校独自のアンケートによる人間関係やトラブルの把握</li> <li>・「いじめ発見チェックシート」によるいじめの把握</li> </ul> <p>② 保護者・地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だよりや保護者会の活用</li> <li>・スクールカウンセラーの活用を周知</li> <li>・学童クラブ・児童館・幼保との情報交換</li> <li>・民生児童委員・子ども家庭支援センターとの連携</li> </ul>
3 早期対応	<p>① いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員、児童、保護者、地域住民、関係諸機関からの情報収集</li> <li>・情報をもとにした対策方針の策定</li> <li>・教職員の役割分担の明確化</li> <li>・関係児童の心的ケアと相談しやすい雰囲気づくりの構築</li> </ul> <p>② 被害児童、加害児童、周囲の児童への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害児童の安全確保と心的ケアへの取組の保障</li> <li>・加害児童に対する組織的な観察と指導</li> <li>・周囲児童へのスクールカウンセラーの面談と心的ケア</li> </ul> <p>③ 保護者、地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA、育成会、スクールガード等を活用した登下校の見守り</li> <li>・あいさつ運動や教職員の登下校の見守り</li> <li>・関係児童の家庭訪問や保護者との密な連絡</li> <li>・保護者会での情報共有</li> </ul>
4 重大事態への対処	<p>① 被害児童の保護、ケア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害児童に対する保護</li> <li>・スクールカウンセラー等による心的ケア</li> </ul> <p>② 加害児童への働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加害児童への指導と保護者への心的ケア</li> <li>・警察への相談、通報</li> </ul> <p>③ 保護者、地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の悩みの受容</li> <li>・学校や関係諸機関などと相談ができることの周知</li> <li>・情報の共有、適切な説明</li> <li>・スクールカウンセラーの活用</li> </ul> <p>④ 教育委員会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに関する調査組織の設置、協力</li> <li>・教育委員会への報告と連携</li> </ul> <p>⑤ 教職員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事態の定義、その未然防止や対応策についての研修を実施</li> </ul>

## 5 ネット上のいじめへの対応

インターネット上の掲示板等を利用して、特定の児童に対する誹謗中傷が行われる「ネット上のいじめ」は、他のいじめと同様に決して許されるものではない。「ネット上のいじめ」から子供たちを守るため、学校や家庭・地域などの身近な大人がしっかりと子供たちを見守っていく必要がある。

「ネット上のいじめ」の特徴

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の子供の悪口や誹謗中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

「ネット上のいじめ」には、次のような特徴があると指摘されている。

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ・インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子供が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子供の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子供の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

これらのことを踏まえ、「ネット上のいじめ」の特徴を理解した上で、「ネット上のいじめ」の早期発見・早期対応に向けた取組を行う。

### ① 情報モラル教育の充実と教員の指導能力の向上

- ・校内指導体制の徹底
- ・発達段階に応じた指導の充実（ネットモラル）
- ・教育委員会、PTA 等と連携した啓発活動

### ② 保護者への啓発や家庭・地域との連携の在り方

- ・ネットトラブルに関する情報の共有化
- ・家庭におけるネットモラルの話合い
- ・学童クラブや児童館など、子供たちの情報を提供、共有化

## 6 校内組織

名 称：日野第七小学校いじめ防止対策委員会

構成者：校長

副校長

生活指導主任

教務主任

養護教諭

校内支援委員会

スクールカウンセラー

（当該児童担任）

7 年間計画

月	いじめ対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4	いじめの定義 共通理解 基本方針の確認	学級指導	S C 便りの発行	保護者会
5	いじめ防止研修	セーフティ教室 (SNS ルール)	S C 面接 (5年)	学校公開 セーフティ教室
6			ふれあい月間 アンケート	
7		人権メッセージ		
8	人権研修・児童虐待防止研修・生活指導伝達講習	新学期学級指導		
9		道徳授業公開		学校公開 道徳授業地区 公開講座
10				運動会
11	学校評価 アンケート いじめ防止研修		ふれあい月間 アンケート	芸術祭
12	アンケート集計			保護者会
1	アンケート分析 結果公表 いじめ防止研修	新学期学級指導		学校公開
2			ふれあい月間 アンケート	
3				保護者会